

大阪市立此花作業指導所の指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪市立此花作業指導所の指定管理予定者の選定に当たって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。

今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

- (1) 名 称 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
- (2) 所在地 大阪市天王寺区東高津町 12 番 10 号
- (3) 代表者 理事長 石田 易司

2 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

3 選定会議による審査経過等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 15 日（火）～9 月 16 日（火）
説明会及び現地見学会 ※申込者なしのため実施なし
申請書の受付期間 令和 7 年 8 月 28 日（木）～9 月 16 日（火）

(2) 審査の経過

第 1 回選定会議 令和 7 年 7 月 4 日（金） 募集要項、選定項目・基準・配点
第 2 回選定会議 令和 7 年 9 月 1 日（月） 施設視察
第 3 回選定会議 令和 7 年 9 月 29 日（月） プレゼンテーション審査・採点

(3) 申請団体

1 団体 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

(4) 選定項目・審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員					合計
			A	B	C	平均	D	
社会福祉法人 大阪市障害者 福祉・スポーツ協会	施設の管理運営、事業計画、施設の有効利用	50	39	34	43	38.7	-	38.7
	収支計画、支出見込・収入見込の妥当性	30	-	-	-	-	21	21.0
	申請団体	経営方針、経営状況	5	-	-	-	4	4.0
		同種施設の管理運営実績等	5	4	3	4	3.7	3.7
	社会的責任・大阪市の施策との整合	10	8	8	8	8.0	-	8.0
	合計	100	51	45	55	50.3	25	75.3

(5) 選定理由及び附帯意見

ア 選定理由

- 施設の運営や障がい者（児）福祉サービス事業実施の実績を有していることから、申請団体が蓄積した知識や経験を活かしながら、事業を実施していくことが期待できる。
- 職員の人数について、施設の設置目的に沿った職員配置を行う努力がみられる。工賃向上の取組みが継続されており、障がい者就労支援に対する理解について十分にできている。

イ 附帯意見

- 就労に関する専門的な資格である職場適用援助者（ジョブコーチ）の取得支援や専門性の高い職員の配置を検討されたい。
- 修繕等、一定額以上の契約について、公平な入札や見積のマニュアルを設ける等して、同一事業者との契約に偏ることのないよう引き続き留意されたい。
- 今後の就労選択支援事業との連携を含めた長期戦略の展開に期待する。
- 社会福祉法及び社会福祉法施行令に規定する会計監査人の設置義務、基準について、指定管理予定者の収益又は負債の状況を踏まえ、今後見込まれる設置基準の引下げに関する法改正の動向等を見据えつつ、適切に処理されたい。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

尾崎 剛志	静岡県公立大学法人 静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 准教授
北野 誠一	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 共生のまちづくり研究研修所 所長
前田 修	一般財団法人建築保全センター 大阪連絡事務所所長
善波 敬之	公認会計士

担当：福祉局障がい者施策部障がい福祉課（施設グループ）

電話：06-6208-8075